

西予市規則第51号

西予市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月2日

西予市長 管 家 一 夫

西予市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

西予市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年西予市規則第26号)の一部を次のように改正する。

様式第12号中「25,700円」を「28,000円」に改める。

様式第13号中「37,000円」を「40,300円」に、「42,000円」を「45,700円」に、「37,000(42,000)円」を「40,300(45,700)円」に改める。

「

在籍園の預かり保育事業			
施設に支払った 金額(a) ※4	利用 日数	対象額(b) (450×利用日 数)	aとbの金額の 低い方を記入 (c)

を

」

「

在籍園の預かり保育事業			
施設に支払った 金額(a) ※4	利用 日数	対象額(b) (490×利用日 数)	aとbの金額の 低い方を記入 (c)

に、「11,300円」を

」

「12,300円」に、「16,300円」を「17,700円」に改める。

様式第19号中「25,700円」を「28,000円」に改める。

様式第20号中「37,000円」を「40,300円」に、「42,000円」を「45,700円」に、「37,000(42,000)円」を「40,300(45,700)円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の様式は、この規則の施行の日以後に行われる特定子ども・子育て支援(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。)に係る施設等利用費(同項に規定する施設等利用費をいう。以下この項において同じ。)の請求について適用し、同日前に行われた特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の請求については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に使用されているこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。